

愛媛県市町総合事務組合公告第1号

愛媛県自治会館新会館建設設計等委託業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成31年1月10日

愛媛県市町総合事務組合長 清水 雅文

1 業務概要

(1) 業務名

愛媛県自治会館新会館建設設計等委託業務

(2) 建設予定地

愛媛県松山市一番町四丁目1番地2

(3) 敷地面積

661.28 m²

(4) 延床面積

2,000 m²以上+付帯設備

(5) 概算工事価格（上限）

約10億円（税込み）

(6) 用途地域等

商業地域（容積率600%、建ぺい率80%）

(7) 防火指定

有り

(8) 業務内容

ア 愛媛県自治会館新会館建設に係る基本設計及び実施設計
（必要に応じた地質調査業務、各種手続業務）

イ 新会館建設に係る土地測量業務

ウ 現会館解体工事実施設計業務

(9) 履行期間

契約締結の日の翌日から2019年12月27日まで

（ただし、解体設計業務については、2019年5月31日まで

基本設計業務については、2019年6月28日まで）

(10) 提案限度価格

40,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）以内とする。

(11) 本業務実施上の留意点

プロポーザル方式による設計者の公募（以下「プロポーザル」という。）における技術提案の内容は、設計者を選定するために提出を求めるものであり、設計業務の実施過程において協議等により計画条件、外観等が変更される場合がある。

(12) 特定会議

特定会議の構成及び審査方法等は、別に定める「愛媛県自治会館新会館建設設計等委託業務公募型プロポーザル方式特定会議設置要領」による。

2 事務局

プロポーザルの事務局は、次のとおりとする。また、プロポーザルに係る書類は、全て事務局に提出するものとする。

愛媛県市町総合事務組合 事業課

〒790-0001

愛媛県松山市一番町四丁目1番地2

電話 089-941-7598

電子メールアドレス jigyou@ecsk.jp

3 参加資格条件

- (1) プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)は、単体企業であること。
- (2) 参加者に必要な資格等の要件は、特別の定めがある場合を除き、参加表明書の提出時点において満たしておくこと。
- (3) 参加者は、愛媛県における平成29・30年度建設工事等入札参加資格(測量・建設コンサルタント等)を有すること。
- (4) 参加者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (5) 参加者は、愛媛県中予地域に本店を有すること。
- (6) 参加者は、参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する行為をした者でないこと。
- (7) 参加者は、入札から落札決定までにおいて、愛媛県から入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (8) 参加者は、参加表明書の提出日において、過去10年間における延床面積2,000㎡以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新築設計の実績(元請けにより完成したものに限る。)があること。
- (9) 参加者は、本業務に関して次のとおり技術者を配置すること。
 - ア 管理技術者は、参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
 - イ 意匠、構造、電気設備及び機械設備の各主任技術者を、それぞれ1名配置すること。
 - ウ 管理技術者は、参加表明書の提出時点において、参加者と直接的な雇用関係を有すること。
 - エ 構造主任技術者は、参加表明書の提出時点において、構造設計一級建築士の資格を有すること。
 - オ 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、参加表明書の提出時点において、設備設計一級建築士の資格を有すること。
 - カ 管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は、

他の主任技術者を兼任してはならない。

※ 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成 10 年 10 月 1 日建設省 厚契発第 37 号）第 15 条の定義による。

※ 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

(10) 参加者は、愛媛県暴力団排除条例(平成 22 年愛媛県条例第 24 号)第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等ではない者又はそれらに関与していないこと。

(11) 参加者は、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと(更生手続開始後又は再生計画の認可決定後、建築関係建設コンサルタント業務に係る入札参加資格の認定を受けた場合を除く。)

(12) 参加者は、法人及びその代表者(個人事業者の場合は、代表者)に市町村税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(13) 参加に対する制限

参加者 1 者につき 1 提案とする。

(14) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

ア 特定会議及び事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合(本要領に定める手続は除く。)

イ 審査の公平性に影響を与える行為及び本要領の規定に違反すると特定会議が認めた場合

ウ 指定する様式(以下「様式」という。)によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

(ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

(イ) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(エ) 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合

(オ) 虚偽の記載があるもの(契約締結後に事実関係が判明した場合においても、同様とする。)

(15) 費用負担

プロポーザルに参加することで生じる費用は、全て参加者の負担とする。

4 選定条件(技術提案書等提出者選定のための基準事項)

技術提案書等提出者の選定は、別に定める愛媛県自治会館新会館建設設計等委託業務プロポーザル一次審査評価基準により、特定会議において行う。

5 参加手続

(1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期間

ア 配布方法

プロポーザルに係る書類等は、愛媛県市町総合事務組合又は県内各町ホームページから入手するものとする。ただし、事務局においても、参加者1者につき各1部を配布することができる。

イ 配布期間

平成31年1月10日（木）から平成31年1月21日（月）まで（事務局配布については、土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）

(2) 参加表明書等の受付

ア 受付期間

平成31年1月10日（木）から平成31年1月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）

イ 提出方法

事務局へ持参又は郵送（受付期間内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限る。）により提出すること。

(3) 技術提案書等の受付

ア 受付期間

平成31年1月31日（木）から平成31年3月4日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時まで）

イ 提出方法

事務局へ持参により提出すること。提出者は指定しないが、一次審査の選定通知書を持参し、提示すること。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

プレゼンテーション及びヒアリング審査は、非公開とする。

ア 実施日（予定）

平成31年3月22日（金）

また、プレゼンテーション及びヒアリング審査に関する詳細については、一次審査の合格者へ別途通知する。

なお、都合によりプレゼンテーション及びヒアリング審査実施日が変更になった場合は、事前に連絡する。

イ 実施場所（予定）

愛媛県自治会館 4階 会議室

(5) 全体スケジュール

	項目	日程
一次審査	募集公告	平成31年1月10日
	実施要領等の配布	平成31年1月10日から1月21日まで
	第1回質問の受付	平成31年1月10日から1月21日まで
	第1回質問の回答	平成31年1月23日

	参加表明書及び参加表明書関連書類の受付	平成 31 年 1 月 10 日から 1 月 25 日まで
	書類審査	平成 31 年 1 月 28 日
	審査結果発表（公表及び通知）	平成 31 年 1 月 31 日
二次審査 (予定)	第 2 回質問の受付	平成 31 年 1 月 31 日から 2 月 14 日まで
	第 2 回質問の回答	平成 31 年 2 月 19 日
	技術提案書及び技術提案書関連書類の受付	平成 31 年 1 月 31 日から 3 月 4 日まで
	ヒアリング審査	平成 31 年 3 月 22 日
	審査結果発表（公表及び通知）	平成 31 年 3 月 26 日

※上記日程は、都合により変更することがある。その場合は事前に連絡する。

6 審査方法

審査は、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）の二段階審査とし、特定会議において行う。

7 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。
- (2) 提出書類において、他の文献を引用した場合は、出典を明示すること。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 組合は提出された提出書類について、業者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 参加者は、プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報誌その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。
- (6) 提案限度価格を超える提案は、無効とする。
- (7) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、組合が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 提出期限以降における提出書類等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、提出した書類に記載した配置予定の技術者が病休、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、組合の了解を得なければならない。
- (9) 参加者に対する現地説明会等は開催しない。個別に現地調査等を行う場合は、来庁者等のプライバシー等に十分配慮し、近隣居住者、通行人等に迷惑が掛からないようにすること。

なお、当該現地調査等に起因するトラブルが発生した場合、その内容により失

格とすることがある。

(10) 詳細は、愛媛県自治会館新会館建設設計等委託業務公募型プロポーザル実施要領等による。